電波法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（無線設備の操作）

第三十九条　第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であつて総務省令で定めるものの操作については、第四十八条の二第一項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下この条において同じ。）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

２　モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。

３　主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。

４　無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

５　前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。

６　第四項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。

７　無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、第四項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

（指定講習機関の指定）

第三十九条の二　総務大臣は、その指定する者（以下「指定講習機関」という。）に、前条第七項の講習（以下単に「講習」という。）を行わせることができる。

２　指定講習機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、講習を行おうとする者の申請により行う。
３　総務大臣は、指定講習機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の講習を行わないものとする。
４　総務大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定講習機関の指定をしてはならない。
一　職員、設備、講習の業務の実施の方法その他の事項についての講習の業務の実施に関する計画が講習の業務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
二　前号の講習の業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる財政的基礎を有するものであること。
三　講習の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて講習が不公正になるおそれがないこと。
四　その指定をすることによつて申請に係る区分の講習の業務の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。
５　総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。
一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
三　第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
四　その役員のうちに、第二号に該当する者があること。
（免許）
第四十一条　無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
２　無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者（第二号から第四号までに該当する者にあつては、第四十八条第一項後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。）でなければ、受けることができない。
一　前条第一項の資格別に行う無線従事者国家試験に合格した者
二　前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）の無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者
三　次に掲げる学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校において次に掲げる当該学校の区分に応じ前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつて

は、修了した者）
イ　大学（短期大学を除く。）
ロ　短期大学（学校教育法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校
ハ　高等学校又は中等教育学校
四　前条第一項の資格（総務省令で定めるものに限る。）ごとに前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として総務省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

（指定試験機関の指定）
第四十六条　総務大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、無線従事者国家試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。
２　指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに一を限り、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
３　総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。
４　総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
一　一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
二　この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
三　第四十七条の五において準用する第三十九条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。
四　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。
イ　第二号に該当する者
ロ　第四十七条の二第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

（手数料の徴収）
第百三条　次の各号に掲げる者は、政令の定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（指定講習機関が行う講習を受ける者にあつては当該指定講習機関、指定試験機関がその実施に関する事務を行う無線従事者国家試験を受ける者にあつては当該指定試験機関、

機構が行う較正を受ける者にあつては機構）に納めなければならない。
一　第六条の規定による免許を申請する者
二　第十条の規定による検査を受ける者
三　第十八条の規定による検査を受ける者（第七十一条第一項又は第七十六条の三第一項の規定に基づく指定の変更を受けたため第十七条第一項の許可を受けた者を除く。）
四　第二十四条の二の二第一項の規定による登録の更新を申請する者
五　第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者
六　第二十七条の三の規定による免許を申請する者
七　第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者
八　第二十七条の十八第一項の規定による登録を申請する者
九　第二十七条の二十九第一項の規定による登録を申請する者
十　第三十七条の規定による検定を受ける者
十一　第三十八条の四第一項の規定による登録の更新を申請する者
十二　第三十八条の十八第一項の規定による技術基準適合証明を求める者
十三　第三十八条の二十四第三項において準用する第三十八条の十八第一項の規定による工事設計認証を求める者
十四　第三十八条の三十九第一項の規定による登録を申請する者
十五　第三十八条の四十二第一項の規定による変更登録を申請する者
十六　第三十九条第七項の規定による講習を受ける者
十七　第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者
十八　第四十一条の規定による免許を申請する者
十九　第四十八条の二第一項の規定による船舶局無線従事者証明を申請する者
二十　第四十八条の二第二項第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者
二十一　第四十八条の三第一号の総務大臣が行う訓練を受ける者

二十二　免許状、登録状、登録証、免許証又は船舶局無線従事者証明書の再交付を申請する者

二十三　第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者

二十四　第七十三条第一項の規定による検査を受ける者

二十五　前条第一項の規定による較正（指定較正機関が行うものを除く。）を受ける者

○電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）（抄）

（講習手数料）

第十二条　法第三十九条第七項の規定による講習を受ける者が納めなければならない手数料の額は、二六、九〇〇円とする。

（無線従事者国家試験手数料）

第十三条　法第四十一条の規定による無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額は、試験を受ける無線従事者の資格に従い、次の表による額とする。

	資格	試験手数料（単位円）
一	第一級総合無線通信士	一八、八〇〇
二	第二級総合無線通信士	一六、七〇〇
三	第三級総合無線通信士	一三、一〇〇
四	第一級海上無線通信士	一五、四〇〇
五	第二級海上無線通信士	一三、六〇〇
六	第三級海上無線通信士	八、八〇〇
七	第四級海上無線通信士	七、〇〇〇
八	第一級海上特殊無線技士	六、五〇〇
九	第二級海上特殊無線技士	五、一〇〇

十	第三級海上特殊無線技士	五、一〇〇
十一	レーダー級海上特殊無線技士	五、一〇〇
十二	航空無線通信士	九、〇〇〇
十三	航空特殊無線技士	五、四〇〇
十四	第一級陸上無線技術士	一三、九〇〇
十五	第二級陸上無線技術士	一一、八〇〇
十六	第一級陸上特殊無線技士	五、三〇〇
十七	第二級陸上特殊無線技士	五、一〇〇
十八	第三級陸上特殊無線技士	五、一〇〇
十九	国内電信級陸上特殊無線技士	四、五〇〇
二十	第一級アマチュア無線技士	八、九〇〇
二十一	第二級アマチュア無線技士	七、四〇〇
二十二	第三級アマチュア無線技士	五、二〇〇
二十三	第四級アマチュア無線技士	四、九五〇